

# 写

平成20年4月30日

坂出市教育委員会  
教育長 横井 武雄 様

坂出市学校再編整備検討委員会  
会長 毛利 猛

坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方  
ならびに再編整備（統廃合）の具体的方策について（答申）

本検討委員会は、このたび、貴教育委員会の諮問事項について結論を得るに至りましたので、別紙のとおり答申いたします。

# 答 申 書

平成 2 0 年 4 月 3 0 日

坂出市学校再編整備検討委員会

## 目 次

はじめに .....	1
1 . 学校教育の現状と課題について .....	1
2 . 児童生徒数の現状と将来予測について .....	2
(1) 人口動態	
(2) これまでの児童生徒数の推移	
(3) 今後の児童数の将来予測	
3 . 望ましい小・中学校の規模について .....	4
(1) 国や県の学校規模に関する基準	
(2) 学級規模に関する基準	
(3) 小規模校と小規模化	
4 . 校舎等の耐震化について .....	5
5 . 学校再編整備の基本方針及び再編の基準について .....	6
(1) 基本方針	
(2) 再編の基準	
6 . 学校再編整備の具体的方策について .....	7
(1) 小学校	
(2) 中学校	
7 . 学校再編の実施に伴う意見・要望について .....	8
【参考資料】	
坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱 .....	1 1
坂出市学校再編整備検討委員会委員名簿 .....	1 3
諮問書 .....	1 4
諮問理由の説明 .....	1 5

## はじめに

坂出市学校再編整備検討委員会は、平成19年7月27日に坂出市教育委員会教育長より、少子化に伴う児童生徒数の減少や学校施設の老朽化・耐震化にかかわる諸課題の解決を図るため、坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方、ならびに再編整備（統廃合）の具体的方策について諮問を受けた。それ以来、教育委員会事務局からの提示資料および説明に基づきながら、鋭意、議論を重ねてきた。

市民や各地域にとって、学校の存在は非常に大きいものがあり、学校再編という極めてデリケートな問題についての議論は、検討委員にとって精神的に重い負担を背負うこととなった。しかしながら、少子化の進行によって既に子どもの学習環境や学校運営等に支障が生じ始めている現段階において、将来を見据えた適切な対応を考えることはもはや避けられない課題であると感じ、学校の現状把握はもとより、市内各地における地域の実情についての理解を深めながら活発な討議を行った。

平成20年1月17日開催の第7回検討委員会において「中間的なとりまとめ」ができたのを受け、坂出市教育委員会は「坂出市学校再編整備計画素案」として平成20年2月にパブリックコメントを実施した。そこに寄せられた市民等からの意見を踏まえ、必要な修正を加えたうえで、平成20年4月22日開催の第9回検討委員会において答申案についての最終的な意見調整を行った。こうして答申内容が決定し、審議を終了したので、ここに本検討委員会の審議結果をまとめ答申するものである。

### 1. 学校教育の現状と課題について

最初に、学校教育の現状と課題について触れておきたい。

近年、子どもたちの規範意識や社会性の低下に由来する様々な問題が大きく取り上げられ、社会的に憂慮されている。これらの問題の背景としては、核家族化や少子化の進行、さらには消費社会化や情報社会化の進展による、私事的な生活感覚の浸透と人間関係の希薄化、それに伴う家庭や地域の教育力の低下など、様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。

さらに、こうした規範意識や社会性の低下に由来する問題とともに、子どもたちの学力低下への懸念も広がっている。昨年実施された全国学力・学習状況調査の結果については、教育関係者の中で大きな関心事となった。その調査結果によると、わが国の子どもたちは「知識」に関する問題よりも「活用」の問題を苦手とし、また、学習への意欲や態度についても課題があるようである。

子どもたちの規範意識や社会性の低下に由来する問題にしても、あるいは学力向上をめぐる問題にしても、実は、学校教育だけでどうこうできるものではない。学校と家庭・地域社会が連携協力して取り組むことが必要である。家庭・地域社会の教育力が低下すれば、それだけ学校教育への期待が高まることは間違いないが、では、学校が家庭や地域社会の「肩代わり」をすることができるかといえ、それはできない。せいぜい「働きかける」ことができるだけである。学校教育が成果をあげるためには、家庭と地域社会の理解と支援が必要なのである。

学校は子どもたちが一日の多くの時間を過ごす場所であり、しかも必然的に多くの仲間が集

う場所である。学校にはテレビゲームがなく、その代りに大勢の仲間がいる。教育環境としての仲間の存在の意義、その環境を整える教師の責任は大変大きいと言わなければならない。

坂出市においても全国的な少子化の進行に伴う小・中学校での小規模化傾向がはっきり表れている。こうした状況においても、児童生徒が切磋琢磨し、集団での学習や活動ができるなど、学校の活力を維持し、児童生徒がいきいきとした学校生活を送るためには、適切な学校規模を確保し、教育環境を向上させることが必要である。

今、本市の小・中学校すべてが存続の危機を迎えているわけではないものの、いくつかの学校においては、小規模がゆえの複式学級、十分とは言えない教員配置による学習上の問題点、児童生徒の進学時の精神的負担の問題があり、また、中学校においては多様な部活動を維持できなくなるなどの問題が生じている。与島地区や沙弥地区においては、児童生徒の減少に歯止めがかからず、厳しい現実として、廃校や休校を余儀なくされたのも事実である。

他市町にたがわず本市においても、長い歴史の中でそれぞれの地域が学校を支えてきたという面と、逆に学校が地域の拠り所であるという面がある。まさに「地域あつての学校」であると同時に「学校あつての地域」であるということが言える。そのような地域住民の思い入れの深い、地域の拠点としての学校の存続問題を検討することは、誠に残念なことである。しかし、厳しい現実を目を向けながら将来に備えることは大変重要なことであり、そして何よりも学校生活の今を生きている子どもたちを大切にしなければならない。

## 2. 児童生徒数の現状と将来予測について

### (1) 人口動態

我が国は、戦後、平均寿命が大幅に伸びる一方で、新生児数は昭和46年(1971年)以降、減少傾向が続き(平成16年の合計特殊出生率1.32人)、少子高齢化が世界に例を見ない速さで進んでいる。その結果、国の発表によると、日本の人口は平成16年12月の1億2,784万人をピークに人口減少に転じ、将来の人口推計(中位推計)(平成18年12月公表)では、平成42年(22年後)に1億1,522万人(ピーク時の約1割減)へ、さらに平成67年(47年後)には8,993万人(同約3割減)にまで減少すると予測されている。

また、香川県の人口は、平成22年に100万人を割り、平成37年(17年後)に88万7,000人、平成47年(27年後)には70万人台目前まで減少するとされている。

本市では、昭和51年の67,650人をピークに漸減傾向を辿り、平成20年3月1日現在において56,499人と32年間で1万1,000人以上(約16.5%)減少したことになる。このまま国や県の予測を当てはめた場合、本市の人口は20年後に1割減の約5万人、50年後には3割減の約4万人規模に減少することとなる。

### (2) これまでの児童生徒数の推移

本市における小学校の児童数は、全体として、第2次ベビーブームの影響を受けたピーク(昭和57年頃)の後、

平成元年までの7、8年間については、島嶼部(岩黒小学校・櫃石小学校)の大きな減少のほか、旧市内の中央小学校、西部小学校が3～4割も減少した。逆に加茂小学校、府中小学校、王越小学校はなだらかな減少であった。

平成10年までの10年間については、西部小学校、西庄小学校、王越小学校、瀬居小学校が4割以上の大きな減少を見せた。中央小学校の減少は緩やかになったが、西部小学校は高い減少率のまま推移した。

平成19年までの10年間については、全体的に減少率が落ち着きを見せる中、特に王越小学校の減少には歯止めがかからなかったが、林田小学校、加茂小学校、府中小学校、川津小学校はここ2、3年、現状維持もしくは若干の増加傾向を見せている。これは平成16年における都市計画の線引き廃止による宅地開発が影響している可能性が考えられるが、今後も順調に増加傾向を辿るかどうかは、もう少し推移を見定める必要がある。このほかに岩黒小と櫃石小も若者等の定住化が進んだことにより若干の増加傾向が見られる。

一方、中学校の生徒数は、小学校児童数の動向に沿う形で、昭和62年頃にピークがあり、その後漸減傾向を辿ったが、東部中学校についてはその減少は比較的緩やかであり、最近はやや横ばい状態で推移している。瀬居中学校、岩黒中学校、櫃石中学校は、この30年間で75%～80%という大きな減少率であった。

### (3) 今後の児童数の将来予測

市教育委員会は、平成19年4月1日現在の坂出市全体の年齢別人口のうち満27歳以下のほぼ一定の傾向をとらえ、単回帰分析により平成19年度以降の出生数を予測し、平成18年度までに出生した就学前の児童を加えて、20年後の平成39年度までの各小学校の児童数及び学級数の予測と試算を行った。

その予測からは、

現状維持またはそれ以上の規模が保てるのは、中央小学校、東部小学校、川津小学校、岩黒小学校、櫃石小学校の5校、  
緩やかに減少するのは西庄小学校、林田小学校、府中小学校の3校、  
大きく減少するのは西部小学校、金山小学校、加茂小学校、松山小学校、王越小学校、瀬居小学校の6校である。

全体的に今後10年間は緩やかに減少し、その後は大きく減少するところが多くなるとしている。

児童生徒数の合計数だけを見ると、国立社会保障・人口問題研究所による国の年少人口(0歳～14歳)の将来推計とほぼ合致しているものの、年が先に進むほど、国は市よりも厳しい予測となっている。また、香川大学教育学部附属小学校及び中学校の動向を注視する必要がある。

10年前、20年前の時点で、今日のような深刻な少子化や人口減少が十分に予測し切れなかったことを思えば、今後10年後、20年後の年少人口については、もっと厳しい見方をする必要があるとの指摘もある。なお、各校区においては、マンション建設や宅地開発の動きなど、これまでの人口動態の単なる傾向からの推計には織り込めていない変動要素があり、どのように影響してくるか今後の人口動態を注意深く分析していく必要がある。

### 3. 望ましい小・中学校の規模について

#### (1) 国や県の学校規模に関する基準

望ましい学校規模について、学校教育法施行規則では小・中学校ともに「12学級以上18学級以下を標準とする」とされている。

これは、集団生活の中で互いに切磋琢磨したり、集団規範を学ぶなど、集団の教育力を生かした指導を行うことが大切であることから、ある程度の規模による学校教育が必要という考え方に立ったものである。また、適正な学校規模を考える場合、1学年1学級のいわゆる「単学級」ではクラス替えができず、人間関係が固定化し、啓発的刺激や友人関係の広がりが乏しくなること、運動会などの行事ではクラス対抗等の形式がとれず、ややもすれば盛り上がり欠けること、さらに、学級内の人間関係のトラブルが生じた場合の有力な対応策の一つであるクラス替えができないため、問題の解決が難しくなるといった点からも、1学年当たり2学級以上が適切であると考えられている。

なお、中学校は3学年なので、小学校ほどは12学級にこだわらなくてもよいという考え方もあり、香川県においては、本年3月末に策定した「小中学校の望ましい学校規模について（指針）」において、小学校は国の基準と同じ12学級以上としつつ、中学校では9学級以上の学校規模が望ましいとしている。しかしながら、中学校における部活動の教育的意義を考えたとき、多様な部活動を用意し、その充実を図ることが大切であるにもかかわらず、必要な部員数や指導教員を確保しづらくなっている実情を見ると、9学級で十分とは言えない側面がある。

#### (2) 学級規模に関する基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）では、小・中学校の1学級は40人を超えないと規定されている。昭和34年度に「50人」と定められ、昭和39年度に「45人」、そして昭和55年度に現行の40人と改正されてきたものである。

国の審議機関である「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」は、平成17年10月3日に今後の学級編制及び教職員配置についての最終報告を出した。その報告の中で、「これまでの学級編制及び教職員配置の現状」について、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、全国一律の画一的な取組みではなく、子どもたち一人ひとりを大切に、子どもたちの学習状況などの実態や地域の実情に見合った効果的な指導が求められており、これまで、「学級編制基準の弾力化」や「総額裁量制」の導入によって、全国的に少人数教育（少人数指導・少人数学級）の取組みが進行しているものの、一方では、学校現場の裁量が十分でなく、機動的な教職員配置ができないことがあると指摘している。

##### 学級編制の弾力化...

都道府県が必要により、義務標準法で定める学級編制の標準を下回る人数の学級編制基準を定めることができるもの。平成14年度には18道県が導入し、このうち小学校低学年を対象にしたのが16道県で、導入の理由としては、主に学級崩壊対策を理由に挙げている。幼稚園の基準と同一にするために小学1年に適用した県もある。また2県は、いじめや不登校対策のために中学1年に適用している。

総額裁量制...

都道府県が支給した教職員給与費の実支給額の2分の1を国が負担することを前提として、その負担金総額の範囲内で都道府県が自ら教職員給与額や教職員の配置数を定めることができる制度をいう。

また、同報告の「今後の取組み」の中では、都道府県教育委員会と市町村教育委員会のより緊密な連携協力を前提にして、学校現場の判断により地域や学校の実情に合わせた指導形態・指導方法や指導組織とするために、学級編制に係る学校や市町村教育委員会の権限と責任を強化し、教職員の定数については、都道府県ごとの算定から市町村ごとの算定に改めることや、学校現場での判断で、例外的措置とされてきた40人を下回る学級編制が自由に選択できるなど、より弾力的な学級編制が行えるよう制度を見直すことが必要であると提言している。

香川県の学級編制基準は、義務標準法に基づいて、1学級40人としている。しかしながら、基本3教科での少人数授業や小学校低学年での複数担任制、一部の中学校で実施している少人数加配による少人数学級編制など、きめ細かな指導を行うことができる香川型指導体制を推進し、確かな学力の充実に努めている。

### (3) 小規模校と小規模化

小規模校のメリット・デメリットについては、当委員会において特に活発な議論を交わしたところである。前述したように望ましい規模についての考え方に沿った一般的な小規模校のデメリットが指摘された一方、小規模校には、一人ひとりの個性に応じた教育、きめの細かい学習指導が可能であり、地域を含む温かい人間関係があるなどの貴重なメリットも出された。

しかしながら、児童生徒数の減少傾向の結果としての小規模校の現状の是認と、少人数学級や少人数教育という教育施策上の小規模化は、必ずしも視点が一致しないものがある。やはり学校単位においては、1学年複数学級を基本として、ある程度の大きい集団での切磋琢磨が教育上望ましく、その中で学級編制の弾力化や複数担任制の導入によるきめ細やかな学習を実現していくという方向で捉えるべきではないかと考える。

但し、島嶼部の学校については、市の主要文教施設等との距離や交通体系の不便さなどの実態から、単に学校の規模だけで論じられない諸事情があることを十分に考慮すべきと考える。

## 4. 校舎等の耐震化について

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。地震発生時においては、児童生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめるのに十分な耐震性能を持たせておくことが重要である。

また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、災害時には、地域の方々の応急避難場所としての役割も果たすことが求められている。このような重要な役割を考えれば、近い将来の発生が予測されている東南海・南海大地震にも耐えうる建物にしなければなら



ないのは論を待たないところである。

文部科学省の調査(平成19年4月1日時点)によれば、本市の学校施設の耐震化の状況は、小・中学校全69棟のうち、新耐震基準である昭和57年以降の建物が22棟あり、旧耐震基準で建築された47棟のうち17棟が耐震化工事施行済みで、残り30棟が耐震化未了建物である。耐震化率は、小学校、中学校ともに56.5%であり、県内ではそれほど低い水準ではないものの、香川県内全体が全国平均の58.6%に及ばない45.0%と低水準であるため、緊急の課題であることは間違いない。

坂出市においては、坂出市公共施設耐震対策庁内委員会を設置し、市全体の公共施設の耐震化を図るための検討を行い、昨年12月に「坂出市公共施設耐震化計画」を策定したところである。小・中学校の施設を含め、平成27年度までに耐震化工事を完了する計画であり、平成20年度をもってすべての小・中学校の屋内運動場の耐震化が完了する予定としている。

なお、残る校舎の耐震化については、検討委員会としても直接、学校現場を視察して確認したが、築後50年前後に達し改築時期が迫っている学校(中央小学校・西部小学校・東部小学校の一部)、また、それに準じて老朽化が著しい学校(林田小学校・白峰中学校の一部)が存在しており、安全面に大きな不安を感じることから、できる限り早期での建替えや維持修繕工事等の早急な対応をすべきである。

## 5. 学校再編整備の基本方針及び再編の基準について

### (1) 基本方針

小・中学校は、12学級以上18学級以下を望ましい学校規模とする。小規模(11学級以下)および過少規模(5学級以下)の学校は、通学距離を考慮するとともに、耐震化事業の緊急度および少子化の進行に応じて、段階的に望ましい規模となるよう学校の再編を図るものとする。

学校教育法施行規則第17条・第55条(学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。)

### (2) 再編の基準

#### < 学校規模の観点 >

11学級以下の小・中学校(小規模校・過少規模校)は、再編の対象とする。

通学距離は、小学校にあっては3km以内を目安とし、中学校にあっては5km以内を目安とする。

国の通達では、通学距離の最高限度について、小学校は4km、中学校は6kmが適当としている。

統合に当たって通学距離が一定以上となる場合には、スクールバス等の通学支援または通学助成の施策を講じる。なお、保護者負担が重くならないよう十分に配慮する。

離島の交通事情など地域の実情を考慮した再編とする。

#### < 校舎の耐震化に係る緊急度の観点 >

昭和30年代の建築で、築後50年前後の校舎は早い段階で、建替えまたは大規模改造

等の対応を行う。

上記以外の耐震化未了の校舎は、計画的年次的に耐震化工事等を行う。

校舎等の「建替え」の対象校は、学校統合を行う学校または将来にわたり校地として残る学校とし、その他の学校は耐震化工事等を施行するものとする。

## 6. 学校再編整備の具体的方策について

### (1) 小学校

区 分		学校再編の方向	耐震化計画
前 期 (概ね5年 以内)	旧市内	中央小・西部小・瀬居小	東部小(北校舎) 東部小(南校舎)
	島嶼部等	沙弥小の廃校	
	白峰校区	松山小・王越小	松山小(体育館) 林田小(北・南・中校舎)
後 期 (概ね10 年以内)	旧市内		金山小(中・北校舎) 川津小(北・南校舎)
	島嶼部		
	白峰校区		松山小(北校舎) 西庄小(校舎) 加茂小(校舎) 府中小(西校舎)
将 来 構 想	旧市内	東部小・金山小	
	島嶼部	岩黒小・櫃石小	
	白峰校区	王越小・松山小・林田小・ 西庄小 西庄小・加茂小・府中小	

与島小学校は、平成20年3月をもって廃校。

白峰中学校区の将来構想では統合の組合せが複数考えられる。

耐震化未了建物のうち、耐震化計画に掲げているものについて、学校統合構想が具体化した際には、投資効果を考慮し「建替え」または「大規模改造」への内容変更や実施時期を見直す可能性がある。

将来構想で掲げた統合計画は、7年程度の後において、児童数の動向や地域の状況をもとに改めて具体的再編計画の検討を行うこととする。

### (2) 中学校

区 分		学校再編の方向	耐震化計画
前 期 (概ね5年 以内)	旧市内	坂出中・瀬居中	
	島嶼部等	沙弥中の廃校	瀬居中(体育館)
	白峰校区		白峰中(南・北校舎)

後 期 (概ね10 年以内)	旧市内	坂出中・東部中	
	島嶼部		
	白峰校区		
将 来 構 想	旧市内		
	島嶼部	岩黒中・櫃石中	
	白峰校区		

与島中学校は、平成20年3月をもって廃校。

耐震化未了建物のうち、耐震化計画に掲げているものについて、学校統合構想が具体化した際には、投資効果を考慮し「建替え」または「大規模改造」への内容変更や実施時期を見直す可能性がある。

将来構想で掲げた統合計画は、7年程度の後において、生徒数の動向や地域の状況をもとに改めて具体的再編計画の検討を行うこととする。

## 7. 学校再編の実施に伴う意見・要望について

### (1) 遠距離通学への配慮

学校再編(統廃合)によって通学距離が長くなると、精神的、経済的に大きな負担を強いることになる。子どもたちが、坂出市内のどの地域に生まれても等しく教育が受けられるように、通学にかかる保護者の経済的負担を軽くするような措置が望まれる。また、通学路の安全性を確保するため、道路整備はもとより、道路に付帯する安全施設の整備にも努めるよう要望する。

### (2) 統合時の子どもたちへの配慮

統廃合時の児童生徒の精神的負担をできるだけ軽減させ、統合後の学校生活が円滑に送れるようにすることが望まれることから、教員配置上の配慮など適切な対応を要望する。

### (3) 統合による校舎の建設

できるだけ早い時期の校舎の建て替えが必要となっている中央小学校と西部小学校については、両校が近接していることや校舎がほぼ同程度に老朽化していること、また、児童数減少の中、先を見越した効率的な財政投資を行う必要性から、両校の統合による新しい校舎の建設という市の方針がある。両校区の住民としては、割り切れない思いが強いと思われるため、実施に向けては、これら諸事情を十分に説明し、理解を得なければならない。さらに、パブリックコメントを踏まえ、統合校の決定に際しては、文教施設立地上の好ましい周辺環境、通学距離や交通の利便性、校地面積の確保、といった観点から、地元協議を十分に行う必要がある。

そして、校舎の設計は、コンセプトの段階から、子どもたち、教職員、保護者等の意見や要望が反映され、また、最近の特別支援教育の観点を考慮する必要がある。そして、この校舎新築における基本的な考え方は、施設の豪華さやユニークさを競うものではなく、堅固であることはもちろんのこと、空間的な余裕が感じられ、利用しやすく、さらに維持管理も容易であることを旨とし、後年における校舎改築等のモデルとなるよう要望するものである。

#### (4) 統廃合に伴う学校跡地の活用

検討委員会においては、学校の再編問題を中心に議論を交わしたところであり、統廃合に伴う学校跡地問題については、学校再編の方針が固まった後に、改めて坂出市が地元と協議しながら決定することになると思われる。

パブリックコメントの中には、学校跡地について、地域の活性化に資するような有効活用を図ってほしいとのご意見、また統合によって災害時の避難場所としての機能が失われることを心配するご意見があることから、地元住民の意向を十分に汲み取りながら跡地利用計画を作成するよう要望するものである。

#### (5) 教育予算に対する配慮

検討委員会では、子どもの健やかな成長にとって、どのような教育環境が望ましいのかという視点を第一に考えて検討を行った。しかし一方では、坂出市の市としての存続にも関わる財政の厳しさは、既にこれまでの教育費、特に学校施設維持管理に充当できる財源の不十分さに表れており、これの打開のためにも、学校の再編により、限られた教育予算の効率的で効果的な使い方について真剣に考えざるを得ない状況であることはよく理解するものである。

しかしながら、子どもたちは坂出市の将来を担う「宝」である。先に「学校教育の現状と課題」で触れたとおり、教育問題は学校だけの取組みにとどまらず、家庭や地域を巻き込んで、大人世代のだれもが「わが事」として真剣に対応しなければならない問題である。その上でも、安全・安心な学校の施設設備は教育の最も基本的な前提条件であり、さらに教職員が力を合わせて子どもたちと真正面から向き合い、思い切った教育の取組みができるように、教育環境の整備については必要な予算措置を含めて、特段の配慮を求めるものである。

#### (6) 学校の存続問題と地域コミュニティへの影響

坂出市の人口が少しずつ減少し、その傾向になかなか歯止めがかからないにもかかわらず、現時点で、ある程度の規模を有する地域等ではそれほど危機感が感じられず、学校再編問題の議論が果たして今必要なのかという疑問を持つ方も少なくない。それでもなお、人口の減少、とりわけ年少人口の減少傾向は着実に我々の社会生活の各分野に深刻な影響を及ぼしつつある。だとすれば、今のうちから坂出市の学校配置の在り方について明確な将来像を描き、的確な対応をとることは不可欠である。もちろん、地域の人々の学校に対する深い愛着という心の問題を伴うだけに、学校の再編問題は極めて対応の難しい問題である。しかし、もはやこれ以上先送りすることは許されない。

また、現在の学校をそのまま維持したいという多くの市民の声は、地域に支えられると同時に、地域の拠り所である学校を失いたくない思いと、その長い歴史の中で形成されてきたそれぞれの地域特有の文化や、小学校区単位で構成されてきた自治会、婦人会、老人会、子ども会等の様々な組織体制の弱体化、ひいては地域そのものの崩壊につながるという恐れや危機感が非常に大きいことが背景にある。当然の住民感情である。

これら地域コミュニティにおける学校を中心とした人と人とのつながり、一体感は一朝一

夕にできたものではなく、長い歳月にわたり、そこに暮らす人々の様々な地域行事等を通じての交流の積み重ねの上に醸成されてきたものである。今回の学校再編の検討においては、既存の自治会などの地域組織の体制に言及しないこととした。学校統合の場合、1つの小学校区に複数の既存組織が存在することになるが、それは中学校区と同様の体制になり、学校統廃合後は必要により既存組織の連合体としての位置付けが必要になることも予想されるが、あくまでもそれぞれの地域における諸団体の協議に委ねることとしたい。

## 坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の今後における小・中学校の適正規模および適正配置の再編整備を検討するため、坂出市学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、坂出市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小・中学校の適正規模および適正配置に関する基本的な考え方ならびに適正化に向けた統廃合の具体的な方策について調査および検討を行い、その結果を答申するものとする。

### (組織等)

第3条 検討委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小・中学校長および幼稚園長の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 住民の代表者

3 委員の任期は、当該諮問事項に係る調査検討が終了するまでとする。

### (会長および副会長)

第4条 検討委員会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 検討委員会は、非公開とする。

### (部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、検討委員会から付託された事項について、調査および研究を行う。

3 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「検討委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

坂出市学校再編整備検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属・母体	職名	摘要
1	毛利 猛	香川大学教育学部	教授	学 識 経験者 (3名)
2	河津 學	教員OB		
3	廣瀬 碧	教員OB		
4	山口芳廣	小学校校長会(副会長)	東部小学校校長	校園長 代表者 (3名)
5	野藤 等	中学校校長会(会長)	東部中学校校長	
6	糸川齡子	幼稚園園長会(会長)	坂出中央幼稚園長	
7	土居義昌	西部小学校	PTA会長	保護者の 代表者 (14名)
8	宮本武徳	中央小学校	PTA副会長	
9	吉本敏浩	東部小学校	PTA会長	
10	若谷修治	金山小学校	PTA会長	
11	真鍋玲子	西庄小学校	PTA書記	
12	澤田郁夫	林田小学校	PTA会長	
13	鎌田秀美	加茂小学校	PTA副会長	
14	奥野正樹	府中小学校	PTA副会長	
15	内海康則	川津小学校	PTA会長	
16	香川隆彦	松山小学校	PTA会長	
17	中井昭宏	王越小学校	PTA会長	
18	石崎 智	瀬居小学校	PTA顧問	
19	中村 誠	岩黒小学校	PTA会長	
20	藤大 篤	櫃石小学校	PTA会長	
21	杉崎正則	坂出市連合自治会	会長	住民の 代表者 (5名)
22	岡本忠夫	坂出市老人クラブ連合会	会長	
23	矢野武子	坂出市婦人団体連絡協議会	会長	
24	横井正博	坂出市民生児童委員協議会連合会	会長	
25	品川卓也	坂出市保育所ブロック会	坂出育愛館館長	

会長 副会長



坂教学第261号  
平成19年7月27日

坂出市学校再編整備検討委員会  
会長 毛利 猛 様

坂出市教育委員会  
教育長 横 井 武 雄

### 諮問書

坂出市立小・中学校のよりよい学校教育環境を整備するため、下記事項について、坂出市学校再編整備検討委員会設置要綱第2条の規定により諮問します。

### 諮問事項

- 1．坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- 2．坂出市立小・中学校の再編整備（統廃合）の具体的方策について

## 諮問理由の説明

わが国の人口は、平均寿命が大幅に伸びてきた一方で、昭和46年以降の出生数の減少が続いており、少子高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しています。

平成17年の国勢調査をもとに総務省は総人口のピークは平成16年12月の1億2,784万人であったこと、また国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計(中位仮定)によれば、23年後の2030(平成42)年に1億1,522万人、48年後の2055(平成67)年に8,993万人にまで減少するとの予測をしています。

また、香川県の将来推計人口についても、2005(平成17)年の101.5万人を基準にした場合、10年後の2015(平成27)年には100万人を割り込み、25年後の2030(平成42)年には約87万人へ減少すると予測しています。

本市の人口は、国勢調査人口とそれを基礎とした推計人口から見ると、1976(昭和51)年の6万7,650人をピークに減り続け、現在はピーク時に比べ約1万人減少しています。

こうした中で、本市の学校現場においても児童生徒数の減少傾向に歯止めがかからず、市立学校の統計では、小学校児童は1958(昭和33)年の9,793人から2007(平成19)年の2,622人へ、半世紀の間に73.2%も減少しました。また中学校生徒も同様に、1962(昭和37)年の5,205人から2007(平成19)年の1,303人へ75.0%減少しました。

その間、学校の統廃合は、昭和38年に旧の林田中学校・加茂中学校・府中中学校・王越中学校・松山中学校の5校が白峰中学校として、また昭和50年には旧の川津中学校と坂出中学校が新しく坂出中学校として統合されてきた経緯があります。

その後においても、平成12年度から与島小学校、平成13年度から与島幼稚園、平成14年度から与島中学校がそれぞれ休校・休園となり、さらに平成17年度から沙弥小学校、平成18年度からは沙弥中学校が休校となったところであります。

休校・休園となった地域では、児童生徒数の減少に伴い、学級運営、部活動、運動会等学校運営に支障が生じ始め、教職員や保護者などの危機感が募る中、また、地域住民の学校に対する深い愛着を残しながら、休校・休園のやむなきに至ったというのが実情であります。

その他の学校・園においても子どもの数が減少し、当分の間は休校・休園せずとも形式的には存続が可能とはいえ、学校運営はもとより、スポーツ少年団等の活動にも支障が生じ始めているのが実情であります。また、校舎の多くは改築時期が迫っていること、加えて東南海・南海地震に備える耐震補強工事の促進が急務となっております。

教育委員会としては、現状のまま手をこまねていることは許されず、早急に本市の適正な学校規模のあり方を研究し、学校再編と耐震化促進を図るため、20年先を見越した中期(5年)・長期(10年)の段階的な実施計画(学校再編整備プラン(仮称))を策定していく必要があると考えておりますことから、次の事項についてご審議をお願いするものであります。

1. 坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
2. 坂出市立小・中学校の再編整備(統廃合)の具体的方策について

次代を担う子どもの教育効果を第一に考えて、最適規模の学習集団を編制し、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境を作り出すために、本市の地理的条件や歴史に配慮しながら、本市にとって望ましい教育環境の将来像をご審議賜りますようお願い申し上げます。